

平成26年1月21日

一般社団法人長崎県建設業協会 会長 様

長崎県土木部建築課長



「改正省エネルギー基準・低炭素建築物認定基準に係る講習会」のご案内

平素より、県の建築行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成25年1月に「住宅・建築物の省エネルギー基準」が改正され、非住宅建築物については平成25年4月1日より施行されており、1年の経過措置期間を終え、平成26年4月1日より完全施行となります。また、住宅においても同様に平成25年10月1日より施行されており、1年6月の経過措置を経て、平成27年4月1日より完全施行となります。

つきましては、改正基準、計算方法などについての説明会を開催します。貴団体に所属されている関係者へ「開催案内」と「申込書」をご配布いただけると幸いです。

記

主 催 : 長崎県
共 催 : 一般社団法人日本サステナブル建築協会
対象者 : 行政職員、建築設計関係者、建築施工関係者
開催日時 : 平成26年2月28日(金) 13:00～16:30
会 場 : 長崎県勤労福祉会館 4階中会議室
内 容 : 省エネルギー基準、計算方法、外皮・設備の仕様など
定 員 : 80名
受講料 : 無料

※詳細は別添の「開催案内」を参照してください。

申込先・問い合わせ

長崎県土木部建築課審査指導班 渡邊

TEL: 095-894-3093

FAX: 095-827-3367

e-mail: s08060-shinsa@pref.nagasaki.lg.jp